

## 洞爺湖町議会平成27年9月会議

### 議事日程(第1号)

平成27年9月15日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第 1 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 経常常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 同意第 5 号 洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めること  
について
- 日程第 7 報告第 5 号 健全化判断比率の報告について  
報告第 6 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第 7 号 洞爺湖町土地開発公社の清算結了報告について
- 日程第 9 議案第 8 号 株式会社グリーンスティ洞爺湖の運営状況の報告について
- 日程第 10 議案第 1 2 号 洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第 11 議案第 1 3 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 1 4 号 洞爺湖町手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 1 5 号 洞爺湖町公園条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 1 6 号 洞爺湖町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 1 7 号 洞爺湖町営バス運行条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 1 8 号 洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 17 議案第 1 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第 2 0 号 北海道市町村議会議員公務災害等組合規約の変更について  
議案第 2 1 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正  
予算(第3号)
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第2号)

- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算について
- 認定第 4 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

|      |       |       |      |       |       |
|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 1 番  | 岡 崎   | 訓 君   | 2 番  | 越 前 谷 | 邦 夫 君 |
| 3 番  | 五 十 嵐 | 篤 雄 君 | 4 番  | 高 臣   | 陽 太 君 |
| 5 番  | 千 葉   | 薫 君   | 6 番  | 立 野   | 広 志 君 |
| 7 番  | 小 松   | 晃 君   | 8 番  | 沼 田   | 松 夫 君 |
| 9 番  | 板 垣   | 正 人 君 | 10 番 | 七 戸   | 輝 彦 君 |
| 11 番 | 篠 原   | 功 君   | 12 番 | 大 西   | 智 君   |
| 13 番 | 下 道   | 英 明 君 | 14 番 | 佐 々 木 | 良 一 君 |

欠席議員(0名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                       |     |       |       |       |       |
|-----------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 町 長                   | 真 屋 | 敏 春 君 | 副 町 長 | 八 木 橋 | 隆 君   |
| 総務部長<br>兼 税 務<br>財政課長 | 遠 藤 | 秀 男 君 | 経済部長  | 伊 藤   | 里 志 君 |

|                        |           |                              |             |
|------------------------|-----------|------------------------------|-------------|
| 総務部次<br>長 兼<br>住民課長    | 澤 登 勝 義 君 | 総務課長                         | 毛 利 敏 夫 君   |
| 企画防災<br>課 長            | 鈴 木 清 隆 君 | 健康福祉<br>課 長                  | 皆 見 亨 君     |
| 健康福祉<br>センター長          | 山 本 隆 君   | 観光振興<br>課 長<br>兼洞爺湖<br>温泉支所長 | 佐々木 清 志 君   |
| 火 山<br>科学館長            | 木 村 修 君   | 産業振興<br>課 長                  | 佐 藤 孝 之 君   |
| 建設課長                   | 八 反 田 稔 君 | 環境課長                         | 若 木 涉 君     |
| 上下水道<br>課 長            | 篠 原 哲 也 君 | シ・パ・ク<br>推進課長                | 武 川 正 人 君   |
| 農業振興<br>課 長            | 杉 上 繁 雄 君 | 会計管理<br>者兼会計<br>課 長          | 田 仲 喜 美 江 君 |
| 農業委員会<br>事務局長          | 片 岸 昭 弘 君 | 教 育 長                        | 綱 嶋 勉 君     |
| 管理課長<br>兼学校給<br>食センター長 | 天 野 英 樹 君 | 社会教育<br>課 長                  | 永 井 宗 雄 君   |
| 庶 務 課<br>主 幹           | 西 代 光 明 君 | 代 表<br>監 査 委 員               | 宮 崎 秀 雄 君   |

職務のため出席した者の職氏名

|       |           |       |         |
|-------|-----------|-------|---------|
| 事務局長  | 佐 藤 久 志   | 議 事 係 | 平 間 義 陸 |
| 庶 務 係 | 阿 部 は る か |       |         |

### 開議の宣告

議長（佐々木良一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年9月会議を開会します。

現在の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 会議録署名議員の指名について

議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、11番、篠原議員、12番、大西議員を指名します。

### 諸般の報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

小松委員長。

議会運営委員会委員長（小松 晃君） おはようございます。

議会運営委員会の所管事務調査を読み上げて報告します。

所管事務調査報告書。平成27年9月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。議会運営委員会委員長小松晃。

本委員会は、所管事務調査のため委員会を開催しましたので、その結果を報告します。  
記。

- 1、調査事項、洞爺湖町議会平成27年9月会議の運営について。
- 2、調査日、平成27年9月8日、火曜日。
- 3、出席委員、私、岡崎副委員長、越前谷委員、五十嵐委員、七戸委員、大西委員。  
委員外として、佐々木議長、下道副議長の出席をいただいております。  
説明員は、八木橋副町長です。

結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会平成27年9月会議について、本委員会を開催し議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、9月15日から9月28日まで。

審議日程については、裏面のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の定例日については、洞爺湖町議会の会期等に関する条例において、15日から25日までとなっておりますが、祝日などの連休を挟むことから、本日から28日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

#### 行政報告について

議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会、平成27年9月会議、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

金品の寄附でございまして、個人142件、総額で547万円でございます。

二つ目に、平成27年度洞爺湖町表彰式に係る被表彰者の選考についてでございます。

長年にわたり、まちづくりの各般においてご尽力され、功績のあった方々の表彰を11月3日の文化の日にとり行いますが、本年度の被表彰者の選考について、8月26日に表彰審議会に諮問し、同審議会において慎重な審議がなされ、答申をいただきました。

なお、功勞表彰者につきまして、本議会に同意議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、姉妹都市箱根応援ツアーについてでございます。

大涌谷付近の火山活動の活発化に伴い、ホテル、旅館や土産店など、観光業界に大きな影響が出ており、姉妹都市箱根町への応援として姉妹都市箱根応援ツアーを企画したところ、総勢112名の町民の皆様に参加をいただき、9月1日から3日間の日程で実施いたしました。

箱根町では、多くの職員や関係者の皆様に温かい歓迎をいただくとともに、激励会では、山口町長や西村議長、観光協会の高橋専務理事から回復に向けた力強い言葉があり、また、ホテル従業員による演芸などでにぎやかな一時を過ごし、結びには、応援として洞爺湖産ジャガイモ4,000キログラムの目録を贈呈いたしました。

町内視察は、あいにくの雨でしたが、各施設での心温まる歓迎や担当者から丁寧な説明を受け、この火山活動により大きな影響が続いていることを実感いたしました。

箱根町を出発する際には、大勢の方々にお見送りをいただき、箱根町のおもてなしに感動し、涙を浮かべる参加者もおられ、姉妹都市のきずながさらに強まったものと思います。

また、本ツアーでは、参加者全員がおそろいのTシャツを着用し、その模様がテレビや新聞報道されるなど、全国に箱根町の安全をPRすることができました。

本ツアーの実施に当たり、ご協力いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、今後も引き続き関係機関と連携し、箱根町の応援に取り組んでまいります。

四つ目に、（仮称）羊蹄山麓・西胆振地域広域連携会議の開催についてでございます。

去る8月26日、洞爺湖文化センターにおいて、羊蹄山麓地域と西胆振地域に札幌市南区、白老町を加えた15市区町村の首長及び開発建設部、各総合振興局が集まり、（仮称）羊蹄山麓・西胆振地域広域連携会議が開催され、会長に喜茂別町の菅原町長、副会長に洞爺湖町の私、そして、真狩村の佐々木村長が選任されました。

本連携会議は、高速道路の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、北海道が今、大きな変化の時期を迎えており、北海道開拓や交通網など歴史的に深いつながりのある圏域として、行政界を越えて、交通、道路整備、観光、防災対策、人口減少などにおいて広域連携することを目的に設置されたものです。

洞爺湖町としても、観光振興や防災対策など、圏域が一体となった広域的な取り組みが必要であると考えており、今後、本連携会議と連携を深めてまいりたいと考えております。

五つ目に、有珠山噴火防災訓練の実施についてでございます。

2000年の有珠山噴火から15年を迎え、次期有珠山噴火に備えた防災訓練として、9月5日に有珠山噴火防災訓練を実施いたしました。

有珠火山防災マップによる火砕流の危険区域を対象に、16自治会の住民の皆様を初め、各防災機関等の総勢331名の方々に参加いただきました。

本訓練は、一時集合場所への避難訓練と自家用車と民間バスを利用した指定避難場所への輸送訓練を行い、最後は、虻田小学校体育館に訓練参加者の方々が集合いたしました。

虻田小学校では、洞爺湖町防災会議委員である有珠火山観測所責任者の大島弘光氏による防災講演を行い、講演終了後には、陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊と洞爺湖町赤十字奉仕団の協力による炊き出しも行われました。

訓練にご協力いただきました関係機関、参加者の皆様に感謝を申し上げます。

なお、今後も噴火、地震、津波、土砂災害など防災計画において想定される災害に対し、防災、減災に向けた取り組みを推進してまいります。

六つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については、省略させていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

寄附についてでございます。

8月31日に洞爺湖ロータリークラブの新田裕基会長並びに吉田聡幹事が来庁され、来春閉校する洞爺湖温泉中学校を除く町内小中学校5校に対し、合計で100冊の図書の寄贈をいた

だきました。ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

このたびの寄贈は、1校3万円で、それぞれ選書した本をいただいたもので、学校図書の充実により多くの子どもたちに本に親しんでもらうとの思いが込められています。また、新田会長からは、今後も継続して本の寄贈を続けていきたいとお話をいただいています。

教育委員会としましては、洞爺湖ロータリークラブと共催し、本年度の読書週間から児童生徒がこれまでに読んだ本の感想文や本の紹介文などを募集して、優秀作品を表彰するなど読書活動の推進に取り組んでまいります。

次に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況については、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で行政報告を終わります。

#### 報告第1号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第4、報告第1号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、この申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告。

平成27年9月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。総務常任委員会委員長五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査日、平成27年7月2日、木曜日。

2、出席委員、私、七戸副委員長、岡崎委員、越前谷委員、高臣委員、立野委員。

3、説明員等、社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議会、木村事務局長、猪股係長、石川生活相談員、武田サービス提供管理者（囑託）、佐藤氏（囑託）、健康福祉課、皆見課長、高橋主査。

4、調査事項、社会福祉協議会の現況について。

調査日、調査事項が順不同になっておりますが、お許し願いたいと思います。

(1) 調査内容。

洞爺湖町地域福祉計画に基づき、洞爺湖町の地域福祉の中核として事業を行っている社会福祉協議会の現況について調査を実施しました。

社会福祉協議会は、民間組織としての自主性と、広く住民が社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。当町では、本所と支所（洞爺地区）の2カ所でそれぞれの役割に応じて事業展開がなされています。

本所（事務局長1名、職員3名）、法人運営事業、支所との調整、地域福祉活動の推進、福祉サービス利用支援、在宅福祉サービス、支所（職員9名）、地域福祉活動推進、福祉サービス利用支援、在宅福祉サービス、介護保険事業等々が主な事業でございます。

それぞれの項目についての説明になります。

地域福祉活動の推進については、社協広報誌の発行、高齢者の実態把握、福祉委員研修会、ボランティア研修会の開催等でございます。

福祉サービス利用支援につきましては、福祉金庫貸し付け事業、生活福祉資金貸し付け事業でございます。

在宅福祉サービスについては、独居老人を対象にしたふれあい交流会、配食サービス、医療機関への移動支援サービス、車いす貸し付け事業等でございます。

介護保険事業については、洞爺支所だけでございますが、訪問介護事業（ホームヘルプセンター）と通所介護事業（老人デイサービスセンター）。

以上でございます。

(2) 調査結果。

本所・支所で行われている各種事業について、担当者からの説明を受けた中で、社会福祉協議会が抱える課題が明らかになり、解決に向けた協議検討が必要と考えます。

以下、課題は次のとおりです。

介護保険事業においては、洞爺支所で訪問介護と通所介護が行われている。訪問介護は、旧虻田地区への訪問が増加したことにより、移動に時間がかかり作業時間に影響が出てきている。

通所介護は、利用者に認知症の症状の方が多く、職員に大きな負担がかかっている。どちらの介護においても、職員のほとんどが嘱託職員か臨時職員のため、安定的なサービス体制を保つことが人員確保や賃金の点から厳しい状況である。また、介護保険事業の法改正による介護報酬の減少や事業の受託など、社会福祉協議会の安定的な運営のためには、財政支援・人的支援などへの行政の対応が求められる。

各種事業の展開において、使用している車両に関しては、社会福祉協議会の所有7台と無償貸し付けによる車両2台を使用しているところであるが、車両の老朽化が進んでいることから、更新が必要と思われるが、日赤が実施している福祉車両助成事業への応募のみでは



難しいことから、町による独自の支援策が必要と考える。

社会福祉協議会において、事務を所管する団体が7団体（自治会連合会・老人クラブ連合会・遺族会・ボランティア連絡協議会・自衛隊協力会等）と多く、本来の事業に影響を与えている状況が依然として改善されていない。このことから、事務のあり方などについて検討していく必要があると考えられる。（事務の縮小、人員配置など）ということでございます。

参考までに、各種配食サービス、移動支援サービス、訪問介護、通所介護等の平成25年と26年の実績を表にまとめて参考資料として添付しておりますので、後でご一読いただければと思います。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑を受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑はなしと認めます。

ご苦労さまでした。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 報告第2号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第5、報告第2号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、この申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

大西委員長。

経済常任委員会委員長（大西 智君） 読み上げて報告をさせていただきたいと思います。所管事務調査報告。

平成27年9月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。経済常任委員会委員長大西智。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- 1、調査事項、虻田中学校耐震化工事の進捗状況について。
- 2、調査日、平成27年7月13日、月曜日。

- 3、出席委員、私、沼田副委員長、千葉委員、小松委員、板垣委員、篠原委員、下道委員。
- 4、説明員等、建設課、八反田課長、宮古主査、管理課、佐藤主幹。

5、調査内容、平成20年6月18日に地震防災対策特別措置法が改正され、耐震化が確保されていない学校施設の耐震性を確保し、生徒の安全確保を図るため、昭和56年6月以前の建築物は、耐震化工事を実施する必要がある。

1、虻田中学校施設概要。

平成26年度工事分、昭和42年、46年、50年建築、RCづくりの2階建て1,714平米、平成27年度工事分、昭和42年建築、RCづくり2階建て1,501平米。

2、工期、平成26年11月27日から平成27年8月31日まで。

3、進捗状況としましては94%、平成27年7月13日現在です。

4、工事費、総額3,591万円、

2ページに移りまいります。

(1) 虻田中学校校舎。

校舎 としまして、職員室、理科室、男子トイレ、女子トイレ。

建築年度は、昭和42年が1棟。昭和46年が4棟。

面積、1,228平米。

構造、鉄筋コンクリートづくり。

改修方法としましては、RC壁、耐震スリット、RC袖壁。

Is値、既存建物数値は0.37、工事施行後の数値は0.72、これは文科省が基準としている数値が0.7以上ということになっております。

校舎、特別活動室。

建築年度、昭和50年。

面積、486平米。

構造、鉄筋コンクリートづくり。

改修方法としまして、RC壁。

Is値、既存建物数値が0.1、工事施行後の数値は0.72となっております。同じく文科省の基準としている数値は0.7以上です。

校舎、普通教室、準備室。

建築年度、昭和42年。

面積、1,501平米。

構造、鉄筋コンクリートづくり。

改修公法、ブレース。

Is値ですが、既存建物数値が0.48、工事施工後の数値が0.7でございます。これも同じく文科省が基準としている数値は0.7以上となっております。

Is値につきましては、下のほうに参考までに書いておりますので、お目通しいただければと思います。

## 6、調査結果。

平成26年度から虻田中学校各教室の壁の新設、壁の打ち増し等による校舎の耐震化工事が施工されており、平成27年度には工事が完了し、大規模な地震の発生による振動及び衝撃に対する倒壊の危険性が軽減されるものである。倒壊または崩壊するおそれが低くなるものであるが、災害時に対する避難訓練、防災教育などは重要であり、その取り組みが必要である。また、築数十年も経過していることから校舎全体の老朽化が進んでおり、生徒、教職員が安心して授業に取り組めるように、計画的な維持管理の推進が必要と思われる。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 報告を受けました。確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまでした。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

## 同意第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（佐々木良一君） 日程第6、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてでございます。

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求めるものでございます。

本年度の功労表彰でございますが、公益功労、教育文化功労につきましては、それぞれ2名の方、自治功労につきましては1名の方で、合わせて5名の方が受賞されます。

初めに公益功労でございますが、洞爺湖町清水21番地125、菅原康次氏、昭和18年8月28日生まれの80歳でございます。同じく公益功労でございます。洞爺湖町洞爺湖温泉107番地6、朝倉英隆氏、昭和8年2月25日生まれの82歳でございます。

次に、教育文化功労でございます。洞爺湖町高砂町125番地18、夏目與市氏、昭和12年7月8日生まれの78歳でございます。同じく教育文化功労でございます。洞爺湖町香川271番地、山田侑敬氏、昭和15年6月8日生まれの75歳でございます。

最後に、自治功労でございます。洞爺湖町高砂町68番地2、坂井國勝氏、昭和22年10月14日生まれの69歳でございます。

続きまして、受賞されます方々のご功績について議案説明資料によりご説明申し上げます。

1ページでございます。公益功労のお一人目の菅原康次氏でございますが、平成13年から

14年の長きにわたり、自治会連合会役員として、組織強化はもとより、親睦交流など、自治会活動の推進活性化に尽力され、地方自治の振興、発展に貢献されるとともに、社会福祉協議会役員として安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、ふれあい交流事業やボランティアセンターの機能の充実を図るなど、地域の社会福祉の向上に貢献されました。

続いて、お二人目の朝倉英隆氏でございます。23年の長きにわたり、虻田町商工会洞爺湖町商工会の役員として地域経済の振興、発展に尽力され、特に地域活性化事業などに積極的に取り組まれました。また、町村合併に当たっては、両商工会の橋渡し役として奔走されるなど地域経済の向上と発展に多大なる貢献をされました。

次に、教育文化功労でございます。まず、お一人目の夏目與市でございます。23年の長きにわたり芸術文化における表現活動や創作活動を継続した功績は、広く教育、文化の振興につながり、当町の芸術文化の振興に貢献をされました。特に、児童や地域団体等の発表の機会を広く提供するための「ふれあう心の文化広場」や「子ども芸術文化フェスティバル」の立ち上げに尽力され、交流活動の機会充実に大きな役割を果たされたところでございます。

続いて、お二人目の山田侑敬氏でございます。昭和62年の香川獅子舞保存会の設立から27年の長きにわたり、獅子舞の伝承、保存のため、児童や会員への指導などさまざまな行事での獅子舞奉納や病院等への慰問活動など、保存会の活動に積極的に参画し、世代間の融和を図りながら後継者の育成に努められ、広く文化の振興、郷土芸能に対する理解と意識の高揚、地域文化の振興、発展にご尽力をされました。

最後に、自治功労を受賞されます坂井國勝氏でございます。昭和50年から平成26年までの39年の長きにわたり、虻田消防団洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献され、その功績は顕著であります。

なお、参考資料として、平成27年度洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿を配付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたしたいと思っております。質疑はありますか。

8番、沼田議員。

8番（沼田松夫君） この名簿ですが、統計が間違えているのではないかと思います。今回は個人しかいないはずで、団体が載っているのですね。

表彰者名簿の数字が載っているところなのですが、団体はいないのに、団体1となっているのです。ですから、例えば、善行表彰が1、1、1となっています。ここは2にならなければならないのに、1で調べたらいいのですね。

実は、私は、既にこれを電話で総務課に言っているのです。直したほうがいいよと。直していない、訂正がないということはどういうことかと思いました。それだけです。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 参考資料の平成27年度の被表彰者名簿でございますけれども、3番の善行表彰の段でございます。今回、団体はゼロでございます。訂正していただきたいと思っております。

大変失礼いたしました。

議長（佐々木良一君） そのほかにもございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここで、お諮りをいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定をいたしました。

これから、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立全員であります。

したがって、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく表彰について同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

報告第5号から報告第6号までの上程、説明、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第7、報告第5号健全化判断比率の報告についてから、報告第6号資金不足比率の報告についてを一括して議題とします。

一括して報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） それでは、報告第5号健全化判断比率の報告について及び報告第6号資金不足比率の報告についてを一括してご説明申し上げます。

まず初めに、健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次のページの健全化判断比率の状況（平成26年度）でございます。

実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、いずれも発生しておりません。また、実質

公債費比率につきましては14.4%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、80.9%でございますが、前年度の91.9%から大幅に改善をしております。なお、実質公債費比率につきましては、前年度比1.6%のマイナスと改善をしておりますが、単年度の実質公債費比率につきましては、前年度より0.9%の増加となっていることから、監査委員の普通会計財政健全化審査意見書のご指摘を踏まえ、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

次に、報告第6号の資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

7ページの資金不足比率の状況（平成26年度）でございますが、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも発生していない状況でございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 報告第5号の健全化判断比率に関してなのですが、質問というより確認になるかもしれませんが、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、ここで示されている14.4%の実質公債比率は、かつてから比べたら随分努力の跡が伺われると思いますが、まず、これは小数点第1位まで出されていますけれども、これを処理するに当たって小数点第2位の処理をどのようにされているのかがまず第1点でございます。

それから、もう一点の確認ですが、将来負担比率の80.9%という数字でございますけれども、基準が350%、要するに、分子を分母で割ったパーセンテージですから、将来負担比率というのは、標準財政規模に負債を割るという数字で、350%としますと負債が標準規模よりも3.5倍あるということが一つの基準なのですが、それから比べると80.9%というのは、かなりいいのかどうかというこの基準自体が大き過ぎるものですから、80.9%というのは、どの程度として評価したらいいのかというのを、この数字を見ると開きがあり過ぎてわからないので、それを教えていただきたいということが2点目です。

それから、もう一点目でございますが、将来負担比率は、それぞれ四つの指標については、どんどん範囲を広げていって、将来負担比率は、一般会計、特別会計のみならず、事務組合、広域連合、それから第三セクターとか、公社もこれに入れて、比率を数値化するという事になっているようでございます。ですので、今回も報告で都市公社の開発とグリーンステイ洞爺湖の報告がなされていますけれども、この将来負担比率については、そこも範疇に入るはずでございますので、この辺の影響があるとしたらどんなところに出ているのか、なけれ

ばないで結構なのですけれども、この3点をお伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） まず、第1点目の実質公債比率ですが、これは3カ年平均で出しておいでございまして、14.4%となっております。これにつきましては、各年度、単年度の比率を小数点以下第5位まで出しておいでございます。それを第2位で集計して四捨五入しているという状況になってございます。

それから、将来負担比率でございますが、当町におきましては80.9%ということで、これがどのぐらいなのだろうかということでございます。基準につきましては350%という非常に高い数字なものですからどの程度かということでございます。今、手元に資料を持っていないのですが、北海道平均で大体65%ぐらいという私の記憶でございます。正確ではないかもしれませんが、後ほど正確な数字を出させていただきたいと思っております。北海道平均等から比べれば、まだ若干高いという数字にはなっておりますが、ほぼ健全に進んでいるというふうを考えてございます。

それから、将来負担比率等のお話でございます。これには、今おっしゃられましたように、特別会計、企業会計、一部事務組合が入ってきますけれども、今おっしゃったグリーンステイに関しましては、株式会社でございますので、これは私どものほうに影響してこないということでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤里志君） 将来負担比率の状況でございますが、基本的には、町が債務負担行為をしている部分の額が入ります。黒字であっても一応10%のリスクは負うということで、その部分が計上されるのですけれども、公社にしても、今、債務負担行為がございませんので、そういうものは数値には入っておりません。

議長（佐々木良一君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号健全化判断比率の報告についてから報告第6号資金不足比率の報告についてまでの報告を終わります。

#### 報告第7号の上程、説明、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第8、報告第7号洞爺湖町土地開発公社の清算結了報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第7号洞爺湖町土地開発公社の清算結了報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づく洞爺湖町土地開発公社清算終了について、別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、11ページの清算事務報告書でございます。

1番目の北海道知事による解散の認可を受けた日、平成25年11月6日の翌日から清算終了の日、平成27年8月20までの間に回収した債権はありません。

2番目の負債でございますが、公社解散に伴い発生した債権、負債につきましては、平成25年9月18日、債権放棄の議決をいただいておりますので、ありません。

3番目の清算に係る費用でございます。276万6,916円でございます。内訳につきましては、次のページの決算報告書をご参照いただきたいと思います。清算事務等の支払い分として258万316円、法人道町民税18万6,600円、合計276万6,916円となっております。

次に、4番目の洞爺湖町に帰属させる残余財産でございますが、これも、次のページの決算報告書をご参照いただきたいと思います。解散時の現金及び預金968万7,059円、解散時の基本財産及び出資金500万円、合計で1,468万7,059円、これに決算利息収入2,921円を加えた額から清算に係る費用を控除した額1,192万3,064円が清算後の残余財産でございます。

以上の残余財産につきましては、公有地拡大の推進に関する法律第22条第2項及び洞爺湖町土地開発公社定款第26条第2項の規定に基づき平成27年8月20日洞爺湖町に帰属する。ただし、今後発生する法人税及び事務費の支出により変動するとしたところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 1件だけお聞きしたいのですが、今の説明の最後に土地開発公社、これによって全ての清算を終えたということなのですが、今後、例えば、これにかかわって法人税等がかかるということなのですか。ここには、今後発生する法人税及び事務費の支出により変動すると書いてあるのですが、今後、これが実際的にはどういう形で費用として負担しなければならなくなるのか、その辺をもう少し説明いただければと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 先ほどお話しした平成27年8月20日までの部分での報告となっております。その後、8月24日に、法務局のほうへ解散登記をしております。法人税に関しましては、8月分までの道と町の法人税を計算に見込んでおりますので、今後、その部分での執行する金額についてはないことになっております。

この見込みの部分では、8月末までの解散の中で清算準備としてやっておりますので、支払い等は、これ以降発生しないということになっております。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） ここには、法人税及び事務費の支出により変動すると書いてあるので



すよ。それでは、支払いの負担がないのであれば、一々書く必要はないでしょうね。その辺はいかがですか。

議長（佐々木良一君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 解散の登記をするときに、日付が8月20日と予定しておりますけれども、実際に、実務的に9月に延びることも考えられますので、この清算をしたときには、8月分までの法人税についてはこの中に入れておりますけれども、それを9月になった場合ということ想定してただし書きとして加えたものでございます。事実上は8月内に完了しておりますので、今後、これについては発生しないという状況でございます。

議長（佐々木良一君） そのほかにもございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号洞爺湖町土地開発公社の清算結了報告についての報告を終わります。

#### 報告第8号の上程、説明、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第9、報告第8号株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

報告第8号株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告についてでございます。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、14ページの株式会社グリーンステイ洞爺湖の第25期営業報告でございます。

次のページの会社の概要等につきましては、説明を省略させていただきまして、事業の概況でございます。

キャンプ場事業につきましては、例年どおり7月25日に開場し、190日間営業し、利用台数3,134台、利用人員は1万2,927人で、対前年比7.4%の減となりました。こうした厳しい経営環境の中、経常経費の縮減に努めた結果、182万円の黒字を計上することができました。今後とも、利用者に愛されるキャンプ場として営業努力に努めることとしております。

また、受託事業であります歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場につきましては、総入り込み数1万6,161人で、対前年比6.1%の増となっております。

次のページの財務関係でございます。25期の営業利益は、176万5,000円、経常利益、当期利益とも182万円で、当期末処理損失は1,969万7,000円となっております。1株当たりの当期損失は6,588円でございます。また、総資産は1億3,072万円、純資産は1億2,980万5,000円で1株あたりの純資産は4万3,413円となっております。

次に、20ページの貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産につきましては、現金及び預金4,609万3,623円、商品が40万3,431円となっております。合計で4,649万7,054円となっております。

また、固定資産につきましては、有形固定資産5,065万4,659円、無形固定資産3,351万8,500円、投資その他の資産5万円、固定資産の合計で8,422万3,159円となっております。資産の部合計で1億3,072万213円となっております。

次に、負債の部でございます。流動負債91万4,920円で負債の部の合計は91万4,920円となっております。

次に、純資産の部でございます。資本金1億4,950万円、利益剰余金マイナス1,969万4,707円で、純資産の部合計で1億2,980万5,293円となっております。

また、負債及び純資産の合計でございますが、1億3,072万213円となっております。

次に、21ページの損益計算書でございます。

純売上高2,581万8,453円、売り上げ原価173万2,459円、売り上げ総利益2,408万5,994円でございます。販売費及び一般管理費2,232万758円を控除した営業利益は176万5,236円となっております。

また、この営業利益に営業外収益を加えた経常利益は182万413円となっております。

なお、次ページ以降の販売費及び一般管理費及び株主資本等変動計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 最初に、説明資料の中で、15ページに株式の状況について説明がありますが、会社が発行する株式の総数が1万1,960株、発行済みが2,990株だということです。

確認ですけれども、町が所有している株式数、それから、実際に役員を見ても半数近くがまちの元職員であったり、あるいは町長が実際に代表取締役ですけれども、そういう形で、運営そのものも、ほとんど町が運営の主体となっているという状況なのだと思うのです。

そういう中で、幸いにして、一応黒字にはなっていますが、主体事業であるキャンプ場について、設備も大分老朽化してきているし、実際に昔のようなオートキャンプの利用者というのが、随分、あちこちにオートキャンプもできたというのがあるのですが、特に、このグリーンステイのキャンプ場について、今後、町としてどういうふうこれを運営していくのか、町が運営するわけではないのでしょうかけれども、かかわっていくのかということも含めて、展望などについても伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） まず、当町の保有株式数でございますが、1,350株となっております。比率にいたしますと約49%となっております。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を先ほどもご報告させていただきましたが、経

常利益が出ているということでもございます。ただ、この会社を設立以来、株主の皆さんには配当を出せていないという状況がございます。そういう中で、やはり、この施設があることによって、その地域にとっても非常に活性化につながるという側面もございます。

引き続き、このグリーンステイ洞爺湖につきましては、町が大分役員を占めておりますけれども、株主の皆さん方のご理解を得まして、引き続き、グリーンステイ洞爺湖については存続させていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

今回の報告は、平成26年4月から27年3月までと1年間の営業の実績についての報告でしたけれども、これは、今後、施設の中の整備とか、そういう計画というのは持っているのですか。それだけお答えください。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） グリーンステイも設立されてから相当長い年数がたってきたというのがございます。今、施設の中、キャンプ場そのものにつきましては、かなりコンディションがいい状態に保たれているかなというふうに思っております。ただ、宿泊等になるところは、やはり年数がたっておりますので、ある計画を持って今後整備を進めていかなければならないかなというふうにも思っております。

それから、27年度におきまして、もう既に株主総会が終了されておりますが、今、そこに26年度、第25期の報告内容が出ておりますけれども、役員が相当変わっております。地元の方が多く入っているわけですが、今回、取締役会長には、勇退をしていただいております。さらには、常務取締役についても、新しく常務取締役になっていただいた方、今後、この方に中の経営的なことを一応やっていただくようなことになろうかなというふうに思います。

今まで、継承してきたグリーンステイと、ある意味、内容をさらに充実し、皆様に愛されるグリーンステイに衣がえといたしましょうか、そういう体制にしていかなければならないなというふうに考えております。特に、老朽化した建物等々については、それが建てかえというのはなかなか難しいわけですが、やはり、それを補修あるいは長寿命化といたしますか、それらに対応できるような施策をこれから講じていかなければならないというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

以上で報告第8号、株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

議長（佐々木良一君） 議案に入る前に、八木橋副町長から修正の説明があります。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 先ほど、株式会社グリーンステイ洞爺湖の報告をさせていただきましたが、これに関連して、持ち株比率の件でございます。

総持ち株数2,990株に対して1,350株、率にして49%と申し上げましたが、正確には45.2%の間違いでございます。訂正させていただきたいと思えます。

議長（佐々木良一君） 訂正をお願いいたします。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第10、議案第12号洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第12号洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定についてでございます。

洞爺湖町特定個人情報保護条例を次のように定めるものでございます。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法では、特定個人情報について一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じております。同法第31条では、地方公共団体においても、その保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され、並びに当該地方公共団体の保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるものとしてされております。

また、番号法における特定個人情報に関する規定につきましては、地方公共団体においても適用されますが、番号法第29条の行政機関、個人情報保護等の特例及び第30条の情報提供等についての特例につきましては、その趣旨に沿って地方公共団体においても条例により規定することが必要となることから、洞爺湖町特定個人情報保護条例を制定するものでございます。

なお、現行の個人情報保護条例との関係性でございますが、特定個人情報も広い意味での個人情報であります。特定個人情報は、特別の保護措置を要することから、特定個人情報保護条例を既存条例に対する一般法における特別法として位置づけることによって、その適用の明確化を図るものでございます。

それでは、議案の各条ごとにご説明申し上げます。

まず、第1条でございます。番号法の施行に伴い特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに町が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図ることをその目的として定めるものでございます。

第2条でございます。用語の意義を定めるものでございまして、第1号の実施機関の定義につきましては、洞爺湖町個人情報保護条例第2条第3号の規定を引用するものでございます。

25ページの第2号の本人の定義につきましては、番号法第2条第6項の規定、本人とは、個人番号によって識別される特定の個人をいうという部分を引用するものでございます。

次に、第3号の特定個人情報の定義でございますが、これも番号法第2条第8項の規定の特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報を引用するものでございます。

次に、第4号の保有特定個人情報でございますが、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報で実施機関が保有しているものと定義したものでございます。

次に、第5号の情報提供等記録でございますが、番号法第23条第1項では、情報の提供の求め及び情報提供の記録を記録し、かつ保存しなければならないと定め、第2項では、不開示情報についても記録保存を義務づけておりますので、これらに対応するための規定の整備でございます。

次に、第3条の特定個人情報の収集等の制限でございますが、番号法第19条の規定により提供できる特定個人情報以外の特定個人情報の収集、保管を禁止するものでございます。

次に、第4条の特定個人情報の保有の制限等でございます。実施機関が特定個人情報を保有する場合の利用の目的の特定、利用目的の達成に必要な範囲を超えた特定個人情報の保有の禁止、また、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないと定めるものでございます。

次に、第5条でございますが、保有特定個人情報の利用目的につきましては、番号法第9条で厳格に制限しており、実施機関においても特定個人情報を取得する場合、本人にその利用目的を明示することを義務づけるものでございます。

次に、26ページの第6条の正確性の確保でございますが、保有特定個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努力義務を定めるものでございます。

次に、第7条の安全確保の措置、第8条の従事者の義務でございます。番号法第12条では、個人番号に対する安全管理義務を規定しておりますが、ここでは、保有特定個人情報に対する安全管理義務を規定するものでございます。

次に、第9条につきましては保有特定個人情報の利用の制限について、第10条につきましては特定個人情報の提供の制限について、それぞれ定めるものでございます。

次に、27ページの第3章の開示、訂正及び利用停止でございます。

まず、第1節の開示でございます。

第11条では、何人も保有特定個人情報の開示を請求できる旨の開示請求権を規定し、第12

条では開示請求の手續について、第13条では実施機関の開示義務について、28ページの第14条では部分開示について、29ページの第15条では裁量的開示について、それぞれ定めるものでございます。

また、第16条では保有特定個人情報の存否に関する情報について、第17条では開示請求に対する措置について、それぞれ定めるものでございます。

さらに、第18条では開示決定の期限を30日以内と定め、30ページの第19条では開示決定等の期限の特例について定めるものでございます。

次に、第20条でございますが、開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときの手續について定めるものございまして、31ページの第21条につきましては開示の実施について、第22条につきましては開示に係る手数料等を定めるものでございます。

次に、第2節の訂正でございます。

第23条では、何人も自己を本人とする保有特定個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる旨の訂正請求権を定め、第24条では訂正請求の手續について、第25条では実施機関の訂正義務について、第26条では訂正請求に対する措置についてそれぞれ定めるものでございます。

また、33ページの第27条では訂正決定等の期限を30日以内と定め、第28条では訂正決定等の期限の特例についてそれぞれ定めるものでございます。

次に、第29条でございますが、実施機関が保有特定個人情報の訂正を実施した場合に当該保有特定個人情報の提供先への通知について定めるものでございます。

次に、第3節の利用停止でございます。

第30条では、何人も自己を本人とする保有特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、その利用の停止または消去及び提供の停止を請求できる旨の利用停止請求権を定め、第31条では利用停止請求の手續について、第32条では実施機関の利用停止義務について、35ページの第33条では利用停止請求に対する措置についてそれぞれ定めるものでございます。

また、第34条では、利用停止決定等の期限を30日以内と定め、第35条では利用停止決定等の期限の特例について定めるものでございます。

次に、第4節の不服申し立てでございます。

第36条でございますが、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について、法による不服申し立てがあったときは、実施機関は、この条例に定める場合を除き、洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないと定め、36ページの第37条では、諮問した実施機関は各号に掲げるものに対して諮問した旨の通知を義務づけるものでございます。

また、第38条につきましては、第三者からの申し立てを棄却する場合等における手續などについて定めるものでございます。

最後に、37ページの第4章の雑則でございます。

第39条の適用除外でございますが、第1項では、洞爺湖町個人情報保護条例の規定は実施機関における特定個人情報の取り扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については適用しないと定め、第2項では、第3章の開示、訂正及び利用停止の規定は、刑事事件もしくは裁判、検察官、検察事務官もしくは司法警察職員が行う処分、刑もしくは少年の保護処分の執行、更生緊急保護または恩赦に係る特定個人情報については適用しないと定めるものでございます。

次に、第40条でございますが、実施機関は開示請求等をしようとする者に対して、情報の提供など利便を考慮した適切な措置を講ずるものと定めるものでございます。

次に、第41条でございますが、実施機関における苦情処理について定めるものでございまして、第42条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日については、番号法の施行の日から施行するものでございます。第2項につきましては、準備行為について定めるものでございます。

最後に、38ページの第3項の洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、議案説明資料3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条の定義に、第3号として特定個人情報保護条例を加え、第4号の実施機関につきましては、文言の整理をするものでございます。また、第3条の所掌事務につきましては、第3号として特定個人情報保護条例第36条に規定する不服申し立てに関するものを追加し、第4号につきましては、文言の整理をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） これから、反対討論を行います。

私は、議案の第12号洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定について反対の討論を行います。

条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴って、当町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保するとともに、当該特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずるためということを提案理由としています。

私が反対する理由の第1は、ことしの10月から本格実施するための準備が進められているマイナンバー社会保障税番号制度がほとんど国民には周知されていないこと、内閣府の世論

調査でもマイナンバー制度の内容まで知っていた人は回答者の28.3%にすぎませんでした。ことし10月から住民票を持つ全員に通知カードが郵送されることになっているにもかかわらず、認知度がこのように低いのは、この制度が国民の求める要求ではないことを物語っているのではないのでしょうか。町民に周知されているとは言えないマイナンバーの利用を可能とすることを認めることはできません。

第2に、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安とともに国民のプライバシーをも危うくする仕組みづくりに対する不安も広がっていることです。これまでは、年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給付の情報は、それぞれの制度ごとに管理されてきたものをマイナンバーで一元管理されますが、個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険が、これまでもアメリカや韓国の例を見るまでもなく現実となっています。

第3に、こうした国民の危惧や不安が解消されずにいるにもかかわらず、内閣府は、特定個人情報マイナンバーの利用の促進に係る制度改正として、さらに金融分野あるいは医療分野等における利用範囲の拡大を中心内容とする改正案を今国会に提出し、現在審議が行われているということです。診療情報に含まれ、機密情報でもある特定健診データがなし崩し的にマイナンバーの利用範囲に入れられることとなります。また、財政制度審議会の財政制度分科会で財務省主計局が出した資料の中には、医療の無駄排除、予防の推進等としてICT情報通信技術やマイナンバーなどを活用して、リアルタイムにレセプトデータを把握し、重複受診であったり、重複検査、重複投薬を未然に抑制する仕組みなどとして、ここでもなし崩し的に利用範囲の拡大がなされることが、今、懸念されています。

これらの問題点と状況の推移を見れば、マイナンバーそのものの目的は国民の利便性にあるのではなしに、国民の所得、資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、社会保障の抑制、削減になることは明白であります。個人情報保護条例を制定してもマイナンバー制度が推進されるもとでは情報流出リスクを高め、国民のプライバシーを危険にさらすことになることから、本条例改正案に反対します。

議長（佐々木良一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 議案第12号について、賛成の立場からの討論をさせていただきます。

洞爺湖町特定個人情報保護条例でございますけれども、いわゆる国の定めるところの番号法、これが地方、私たちのまち洞爺湖町に来ての実際の運用ということでこれを定めるというふうに理解いたしました。

その中では、適用の明確化や一般の個人情報をさらに厳格化するという従前よりもさらに鍵をかけるような形でこの条例が制定されるのかなと、このように理解しております。国の定めたことに対しまして、実際の運用、実務というのは、ほとんど地元の自治体に来るのかなと思っております。

反対討論をされた方が言うように、それでは流出の心配がないかということ、必ず何かの形



で挑戦してくる不行き届きな者はいるのかなと思います。逆に、それを防止するための条例でございますので、ぜひ、この条例に賛成して、通過して、特定個人情報が決して外部に漏れないように役場の皆様にも頑張っていたいただきたい、そのような意見を添えまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（佐々木良一君） 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第12号洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号洞爺湖町特定個人情報保護条例の制定については、可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第11、議案第13号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第13号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

地方公務員における人事評価制度の施行により、本年12月の勤勉手当から管理職員に限定して勤務成績に応じた勤勉手当が支給されます。そのため、必要となる財源を確保するため、国家公務員、他の地方公共団体の給与制度に準拠し所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明申し上げます。

4ページの洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

第24条第2項第1号につきましては、勤勉手当の総額を定める規定でございます。現行では、勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額としておりますが、今回の改正により、勤勉手当の総額を勤勉手当の基礎額に扶養手当の月額を加えた額に100分の75を乗じて得た額と改めるものでございます。

また、第3項につきましては、実際に職員個々に支給する際の基本額となる勤勉手当基礎

額について定める内容でございます。現行では勤勉手当基礎額は給料月額、扶養手当の月額、地域手当の月額を合計した額としておりますが、扶養手当の月額を除き、給料月額と地域手当の月額の合計額に改めるものでございます。

なお、これらの改正によりまして、第2項で措置された扶養手当の月額に相当する額につきましては、勤務成績が優秀な職員へ割り増しして支給されるための原資として活用するものでございます。

次に、附則の追加でございます。議案の39ページに戻っていただきまして、附則第38項でございます。

管理職員以外の職員につきましては、新たな人事評価制度が適用されるのが平成28年12月以降となりますので、このための特例措置を定めるものでございます。

最後に附則でございます。この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第12、議案第14号洞爺湖町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第14号洞爺湖町手数料条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。番号法の施行により、本年10月5日より住民票を有する住民全員に通知カードが順次送られ、来年の1月からは本人の申し出により顔写真つきの個人番号カードの交付が開始されることになっております。

通知カード、個人番号カードとも、今回の送付、本人申請に基づく交付につきましては、国がその費用を全額負担しますが、この後、滅失、消失などにより再交付する際の費用につきましては、国の負担がないことから、受益者負担の考え方により、有料とするものでございます。また、今回の手数料の額につきましては、総務省が示す基準額を参考に設定したところでございます。

それでは、議案説明資料5ページの手数料条例の新旧対照表でございます。

まず、第1条の改正でございます。別表11-1として通知カードの再交付手数料1枚につき500円を加えるものでございます。

次に、第2条の改正でございます。別表中の11、住民基本台帳カードの交付または再交付手数料1枚につき500円を、11、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円と改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例中、第1条の通知カードの再交付手数料1枚につき500円とする規定につきましては、平成27年10月5日から第2条の住民基本台帳カード交付、再交付手数料1枚につき500円を削り、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円とする規定につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号洞爺湖町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号洞爺湖町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決さ

れました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第13、議案第15号洞爺湖町公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第15号洞爺湖町公園条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

平成26年3月をもって廃止されました北海道立洞爺少年自然の家の跡地につきましては、本年4月に北海道より無償譲渡を受け、その跡地を、当面、公園として活用することを6月会議においてご報告させていただきました。

今回、公園の名称及び公園面積が正式に決定しましたので、これを追加するため、公園条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案説明資料6ページの公園条例新旧対照表でございます。

別表第1、口、その他公園として公園名、えぼし岩公園、位置につきましては、洞爺湖町岩屋15番地5、面積は3.95ヘクタールでございます。

なお、公園敷地につきましては、配付させていただいております参考資料をご参照いただきたいと思っております。

また、公園の名称につきましては、これまで、烏帽子岩ハイキングコースを出発地点として洞爺自然の家が利用されていたことや、この烏帽子岩がジオパークの洞爺地区の見どころの一つとされていることなど、この地域を広く知っていただくという観点から自治会ともご相談の上、決めさせていただいたところでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） このえぼし岩公園の名称につきましても、公園の条例として乗っけることについては異論はございませんが、実は、ネイパル洞爺が廃止されるに当たって道から移譲といえますか、譲渡のお話があったときに、実はそれを検討する委員で務めさせていただいた経緯がございまして、いわゆる一部の体育館を残すとか、建物の一部を残すとか、いろいろな検討をしたのですが、6カ月間、月1回のペースで会議を開きまして、最終的に

は、更地にしていただいて、更地の場合は道が全て更地の費用を見るということで、更地にして、新しい使い勝手については、町でしっかり考えた上でやっていこうということで譲渡していただいたわけでございます。

その後、結構な月日がたっていますので、公園化はいいのですが、具体的にどういう活用をするのか、どこまで進んでいるのか、検討されているのかをお伺いしたいと思います。

もう一点は、これはぜひお願いしたい部分ですが、このネイバル洞爺に、ぐるっと彫刻公園の野外彫刻が2基設置されておりまして、その検討のときにも野外彫刻が残るねという話はちょっと話題に出たのですが、今、あそこの入り口は封鎖されていますし、多分、管理しても草刈り程度しかできないので、一般の方がなかなかあそこまで入り込めないような状況になっています。

やはり、ぐるっと彫刻公園は、この地域の一つの財産でもありますので、多くの人に見ていただくために、これは提案なのですが、今、旧洞爺村役場が芸術館となり、いろいろな企画を頑張らせていただいています。実は、旧洞爺村時代の役場の前に、やはり大きな足だけが出ている彫刻がございます。これは、ちょっといろいろな事情がありまして、今は財田のキャンプ場に移設されておりまして、ちょうどそこがすぼっとあいていまして、今はハーブとかミントを植えてあるのですが、ここの芸術館を外から見た段階で、立て看板などはありますけれども、中庭に彫刻が置いてあるということがあると、ここの芸術館としての位置づけがより明確になるような気がいたしますし、彫刻そのものの活用につながるだろうと。

一応、とうや湖ぐるっと彫刻公園の彫刻の配置なのですが、満遍なく置かれることもいいでしょうが、見る側、訪ねてくる人にしてみれば、ある程度エリアに集中して見ていけるようなところのほうがいいのかなと思います。費用がどのくらいかかるかわかりませんが、できたら、彫刻を芸術館の中庭に移設していただきたいというお願いでございます。

議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） ネイバル洞爺の跡地につきましては、住民懇談会の委員の皆様は跡地の活用ということで検討していただきまして、跡地の活用につきましては、フィールドを生かした野外スポーツ、野外体験活動、自然体験等の活用を図るということで取りまとめをいただいたところでございます。

活用といたしましては、社会教育としまして、敷地内には、先ほど言われました彫刻が2基設置されてございます。それから、跡地のフィールドと烏帽子岩がございます。特に、烏帽子岩につきましては、当町がジオパークの認定ということで、火山活動に伴い形成された岩体ということで、その観察ポイントとして今もなお注目されているところでございます。

烏帽子岩については、標語290メートルで片道約1時間の登山道がございます。これにつきまして、今年度は、社会教育事業として給水設備の撤去工事と北海道大学の有珠山観測のGPSの取り付け工事があったため、事業が組めなかったところでございますけれども、今、工事が一段落しましたので、来月、子どもたちを連れて、まずは烏帽子岩の観察登山の予定をしているところでございます。

このような全体の活用計画ということで道にも提出してございますけれども、広くこのフィールドの活用を来年度以降も進めてまいりたいと考えてございます。

それから、彫刻2基の移設についてでございます。現在、敷地内に2基ございますけれども、これについては作者の意向、あるいは費用の面もございまして、これから検討課題の一つとして私どもで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 確かに、これを設置するときに、どこの場所もそうですが、制作者が場所を選定して設定していることもございまして、むやみに移すのもどうかと思います。ただ、この一つは、小田さんという方の作品なのですが、実は、審査員もやっていただいた方で、もうお亡くなりになっていることもあります。もう一基は、加治さんという方の作品なのですが、確かに、その時点では、自然の家の白い建物がバックにありまして、そこから湖に緩やかな斜面で見る景観という意味合いで彫刻の設置を選定されたと思うのですが、今の状況だったら、むしろ、使い勝手はいろいろあるかもしれませんが、ぜひ美術館を生かす意味で前向きに取り組んでいただければと思います。

町長、いかがですか。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、洞爺湖畔に点在する58基のぐるっと彫刻公園は、本当に私どもの地域の財産でございまして、これを何とか多くの方々に見ていただく、そのための施策も講じていかなければならないだろうと。

今、担当課長が申しましたとおり、もともと設置した場所につきましては、五十嵐議員もご承知のとおり、作者の先生方のご意向を十分酌み取ってということもやらせていただきました。その関係からも、私どもはこれから作者の方といろいろご協議をさせていただいて、ご提案をいただきました洞爺美術館の近辺に、洞爺のほうは本当に芸術、文化の薫りが高いところでございますから、そちらの設置に向けていろいろ協議し、町としても前向きに捉えて検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はございませんか。

8番、沼田議員。

8番（沼田松夫君） 私は、この後、どうなったのかということで、桜の整枝もしているということで、行って見てきました。

桜の木については、まだ残っている部分があるということと、後からやるという中で、実は、帰ってきてからこれを見せていただいて、こういうことかと思ったのですが、烏帽子岩の登山口にははっきり看板が立っているのです。それが一番奥のところ立っているのです。

この図面を見ると、この公園を横切って道路としてはついているのです。しかし、私は行って見たのですけれども、こちら辺はどうにもなくなっているはずで、私も、大した靴も履いていませんでしたから、これ以上はやめようと思っていたのですが、烏帽子岩の

入り口を一番奥、わかりますか、ここになるのです。

ですから、ここに烏帽子岩の看板を立てて入り口と表示するということは、今後どうなるのかということです。烏帽子岩も私どものまちのものであればいいのですけれども、違うと思いますので、その辺の整合性をどう図っておられるのか、お聞きします。

議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

建設課長（八反田 稔君） 烏帽子岩の看板の関係だと思えます。

私どもは、先ほどお話があった中で、今、給水設備の撤去工事をしてございまして、そのほかに、桜の枝払いを囑託職員に頼んで整備している状況でございまして、まだ未完了の中で、新年度もしくは来月から社会教育の事業を展開するところでございますので、その看板についても、既存のあったところの看板だと思えますので、今度は入り口を明確にして設置して、わかりやすいような設置の場所を検討して、速やかに対応していきたいと思えます。

議長（佐々木良一君） 沼田議員。

8番（沼田松夫君） 私が言いたいのは、湖水ふちのところに持ってこいと言っているのではないのです。この烏帽子岩に入る取り付け道路が、私どもに移管といいますが、譲渡というのか、いずれにしても、私どものまちのものになる道路敷地内が烏帽子岩の道路という形になっているのではないのと言っているのですよ。

行って見てきたらわかると思えますけれども、烏帽子岩に入る道というのは、こちらを回って行っていけるようになっていっているのです。ここまでは歩いたのです。しかし、ここはもう全然だめなのです。ところが、図面からいったら、ここに看板が立っているのです。ですから、この斜めに走っている道路が通路として使われているということです。図面上だけでもです。ですから、この辺をどうしていくのかということをお聞きしているのです。

ですから、烏帽子岩の看板を見やすい湖水ふちに持ってきたらという意味ではないのです。その辺のことをどう考えているのかということをお聞きしたかったのです。

議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

建設課長（八反田 稔君） 再度説明させていただきます。

校舎のあった裏側の通路の上がってくところから烏帽子岩散策のハイキングコースが始まるということは私も認識しておりまして、今、沼田議員が言われたところは、その手前の見えにくいところだと私も認識しておりますので、改めて申し上げますけれども、利用される方が一番いいようなところに設置してご案内できるようにしていきたいと思えます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） まず、この公園の名称に平仮名で「えぼし」と書いてあるのですが、先ほど、名称については、地域の自治会とも相談してというお話がありましたけれども、これは、平仮名の「えぼし」ということで、最初から住民の方々もそれでいいと言われて決まったものなのか、もともと漢字にすると、こういうものだからああいう形をしているのだなというふうにわかるのですけれども、平仮名になってしまうと、どういう意味なのか全くわからなくなってしまうということがあるのです。

そういう点で、名称のつけ方はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。  
それから、これを公園として位置づけるということですが、既に説明書の中にもありますけれども、洞爺湖町公園条例の中に、例えば望洋台広場があるのですね。いろいろないきさつの中で、ホテルを解体してそこを公園にしたという場所だったと思うのですが、公園にはなっているけれども、望洋にはなっているかどうかはわかりません。

いずれにしても、これは公園としてつくっただけで、それが何か公園としての目的を果たすような具体的な利用や、整備はされていますけれども、何か位置づけが不明確で、ただ公園として条例にのせていますという格好になっているのを見ますと、今回、えぼし岩公園という形でもし公園条例の中にのったときに、同じような扱いになってしまうのではないかと懸念なのです。

更地になったところを公園として位置づけて、先ほど烏帽子岩の入り口の話がありました。その地域にネイパル洞爺があったこと、それから、この先が上がっていくと標高200メートルほどに烏帽子岩があるということ、そのようなこともきちんと表示できるような看板、由来とか烏帽子岩の解説板などもきちんと設置しながら、本当にそこをいろいろな方々に来てもらって公園として利用できるような環境に整えていくつもりがあるのかどうか、それとも、単に今、とりあえず公園としておいて将来の利用についてはこれからじっくり考えましょうという程度で、はっきり言えば草刈りなども十分行えないままに放置されてしまうのかというところが非常に心配です。ですから、最低限、これからどのくらいの環境整備をしようと思っているのか、そのことについて説明いただけませんか。

議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

建設課長（八反田 稔君） まずは、1点目の名称の平仮名の関係につきましては、当初からえぼし岩公園のほかに違う公園の名前もエントリーさせていただいておりました。

先ほど副町長から説明がありましたが、こういう公園をつくるのですが、地域として、どうでしょうかということをお聞きを総合支所を通して聞いていただいたのですが、正直に言いますと、そこら辺は役場にお任せしますというような話がありました。私どもとして、今後、この管理をどうしていこうかというときに、公園名が議論になりまして、漢字、平仮名のこともあったのですが、やはり子どもたちにもなじんでいただくということもありまして、えぼし岩公園という名前のときに平仮名を採用していただいたという経緯がございます。

また、看板、それから、今後の管理でございますが、今申し上げたとおり、内部で何度か協議をしております。

管理については、今後、総合支所のほうでやっていただくということ整理しております。利活用につきましては、6月会議でも町長のほうから行政報告、それから、補正予算について答弁もしているのですが、今は、改めて早急に遊具を設置するということではなくて、きちんと緑地公園と管理していきながら、今後、活用については、皆様のご意見を聞きながら検討していくということで答弁させていただいております。

ですので、私どもとしては、今後、新年度の予算に向けて、看板の設置については、早急



に対応したいと思うのですが、そのほかにつきましては、今後、もう少し時間をいただいて、検討させていただきたいと思っていますところでございます。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） 今の説明を聞きますと、多分、整備はこれからで、これから検討していきますという結論なのかというふうに思います。

私個人的な意見ですが、烏帽子という帽子です。まさに、あの漢字が難しいということは確かにあると思うのです。しかし、あの漢字だからこそ岩と一体になるわけですね。というのは、子どもたちが読めるかどうかといたら、みんな平仮名のほうがいいかもしれません。

しかし、実際に岩が烏帽子の形になっているということを知っていただくためには、何となく、子どもたちに漢字を覚えてもらうということも含めて漢字で表記してもいいのではないかと思います。

それから、ジオサイトをしているということですから、ジオパーク推進課のほうの扱いになるのかもしれませんが、少なくとも、ジオサイトについては、きちんとした解説板が設置されなくてはならないわけですし、設置しているわけですよ。そして、多くの人たちに来ていただいて、これがどういうものなのか、ここの場所がどういう場所なのかということを知っていただくことも土地を知っていただく大きな役割があるのだと思うのです。

せめてそのぐらいのものは新年度にでもしっかりと設置していただきたいと思います。それから、そこに行く通路です。もともと裏のほうに道路があったということですが、例えば、建物がなくなれば真正面からずっと上がっていくこともできるわけですから、その辺のルートも、散策するコースもきちんと整備しながら、烏帽子岩にもすぐ行けるような格好にするということは、最低限、私はやるべきではないかと思うのですが、そんなこともなしに、ただ公園条例にとりあえずのせて、今後、検討しますということだと、非常に安易だなという気もするのですが、その辺はいかがですか。

議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

建設課長（八反田 稔君） もう一度、えぼし岩の公園名から申し上げますと、先ほど、社会教育課長のほうからジオパークの解説の答弁があったとおりでございます、300年ほど前からの岩ということです。

私どもの考え方としましては、あそこに烏帽子岩という大きな岩があるのはみんなわかっているのですが、それが何だかわからないようなところから始まっていると考えております。そうすると、あれは何だろう、あれが烏帽子岩なのだよ、その入り口に公園があるのだよということで、先ほど言ったとおりでございますが、そういう対応の仕方ではえぼし岩という平仮名を採用させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

また、看板のほうでございますが、先ほど、他の議員からもお話がありましたとおり、建物の裏側のところを上がっていくのですけれども、そこはかなり傾斜がきつくて、私どもは今のルートしかないと認識してございます。

先ほど、入り口のところではなくという話がありましたが、入り口と、そこに行くまでの

ところについては、何らかのサインが必要だと考えてございますので、そういう対応をさせていただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 武川ジオパーク推進課長。

ジオパーク推進課長（武川正人君） えぼし岩公園の名称でございます。

旧洞爺村の出身ということで、私どもも当時からの漢字になじんでおりますけれども、公園の名称として、子どもを含めて一目でその公園が平仮名でわかるという表示ということで、建設課長からこの名称ということで考えていただいたということでございます。

解説板等については、これから建設課、社会教育のほうと連携しながら、わかりやすい解説をする中で、正式な漢字の烏帽子岩という本名を記載しながら、その中で説明するというような形で整理をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木良一君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号洞爺湖町公園条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号洞爺湖町公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩に入ります。

再開を1時からといたします。

（午後 0時03分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第16号洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、洞爺湖町営住宅条例第6条に規定する入居資格について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料7ページの条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

第6条に定める入居者の資格を緩和するものでございまして、避難指示または避難解除区域にあった住宅に、平成23年3月11日において居住していた方が当該住宅のあった市町村に帰還するものを特定帰還者として加えるものでございます。

また、同特措法第29条第1項の規定を同法第39条の規定に改正したことから、条文の整理を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 1点だけお聞きしたいのですが、この条例の改正に伴って該当する方というのは町内に実際にいるのですか。

議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

町内にはいらっしゃいません。

議長（佐々木良一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号洞爺湖町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第15、議案第17号洞爺湖町営バス運行条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第17号洞爺湖町営バス運行条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町営バス運行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

洞爺湖町の地域公共交通につきましては、昨年、その全体を見直し、昨年の10月より洞爺地区の福祉バスにつきましては、町営バスとして運行しているところでございます。

これまでの利用状況調査などにより、バス停までの距離の遠い方や、バス停までの移動が困難な方がいるという実態がありますことから、現在の定時定路線運行を見直し、その運行間が一定程度自由に設定できるデマンドバスに変更するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料8ページの洞爺湖町営バス運行条例新旧対照表でございます。

初めに、第2条の定義でございますが、路線バスの運行をデマンドバス運行に改めることから、第1号を削り、条項を整理するものでございます。

次に、第3条の運行区間でございますが、これも、同様の理由により、第1項本文を改め、条項を整理するものでございます。

次に、第7条の運賃でございますが、別表第3を別表第2に改めるものでございます。

次に、別表第1の改正でございますが、別表第1の定時定路線関連を削除し、デマンドバス運行の路線の別表第2を第1とし、デマンドバス運行の路線を追記及び整理するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 実情の調査をしていただいて、住民のきめ細かいといいますが、実態に合ったバス路線への変更ということで、デマンドバスというのは大変いい方式だと思うのですが、この条例の中で、運行範囲及び運行時間を定めて予約をするという形になっていきますけれども、バス停まで出られないというと、場所にもよるかもしれませんが、ある程度、家の近くの幹線道路までちゃんとバスが来てくれるのかどうかということが一つです。

また、実際には、いついつ、この場所からバスに乗りたいという、これはバスが出る日が決まっていますので、その日に合わせて申し込むのだと思いますけれども、申し込むための要件と申しますか、何日前とか何時間前という申し込みの仕方について説明していただきたいと思うのですが、お願いします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 昨年の10月から洞爺地区町営の部分で、コミュニティーバスを運行しているところでございます。

エリアの部分に関しましては、温泉、洞爺市街地、また、洞爺高台地区、そして、今、デマンドでも運行しているところですが、岩屋・川東地区、こちらの部分で運行しているところでもあります。月曜日、火曜日、金曜日に運行しているところでもありますけれども、今までの住民のご意見の中で、停留所まで行くのが大変だ、遠いという要望等がございました。

そうした中で、現在運行している高台地区、市街地線についてですけれども、始発と終点の部分を規則で定めて、そこから定時運行をしていたのですが、今回、デマンド方式ということで、4月の運行前に要望のあった箇所までバスが行って、始発の定時運行の時間に合わせて下におりてくる、または病院のほうへ行くという運行になっております。

そうした中で、申し込みの部分について、この部分に関しましては、今も岩屋・川東地区がそうなのですが、前日の5時まで支所に申し出をしていただければ、翌日、運行のときにお迎えに行く形になっています。

ただ、中型のバスでありまして、かなり細い道路は無理かと思えますけれども、今のところ、運行形態としては、バスが入っていける中で近くまで行ってお乗せして回っていくような形で10月1日から運行するようにしております。

議長（佐々木良一君） そのほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号洞爺湖町営バス運行条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、洞爺湖町営バス運行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第16、議案第18号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第18号、洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

それでは、次のページの過疎地域自立促進市町村計画【変更】でございます。

今回の過疎計画の変更につきましては、今後、過疎債の活用を予定しております3事業の追加による変更でございます。

1点目は、昨年崩落した伏見橋を再整備するための北海道事業の町負担分として、基幹農道整備補助金事業の追加、2点目でございますが、高齢者サロンと郷土資料館を併設整備するふるさと交流センター整備事業の追加、3点目といたしまして、高砂貝塚の整備に向けた史跡入江・高砂貝塚保存整備事業の追加でございます。

なお、年度ごとの概算事業費につきましては、議案説明資料の10ページに記載のとおりでございますので、後ほど、お目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、沼田議員。

8番（沼田松夫君） 私は、史跡入江・高砂貝塚整備の件でちょっとお話を伺いたいと思うことと、指摘をしたいものがあります。

まず、この整備の説明書ですが、この中に市民という言葉が出ているのです。町民ではなくて、市民で出ているのです。それはきちんと町民に直されたいのではないかと思います。

それから、資料を持っていないと思いますから、口頭で言いますが、こういう記述があります。園路の計画の中に、オムナイ川の整備に伴いということで、オムナイ川というのは高砂川ということで言っていますが、今後、整備の案内板には、高砂川を使わないで、オムナイ川を使うということも書かれておるのですが、それはそれでよしとします。

オムナイ川の整備に伴い、園路をつなぐ木橋を3カ所設ける。そのほかにオムナイ観察路として、コンクリート構造となっている現水路の上に木道を設置するということです。木道

は、現在の建築物を遮蔽するものということですが、それはそれで、そうなのかと思うところがあります。

最後に、オムナイ川（高砂川）の雨水排水計画というものが盛り込まれているのです。その中に、水量の増加によって下流域に水害の影響が出ないように配慮し、場合によっては、暗渠排水や上下流域の排水経路を確保するという文言が実は盛り込まれているのですが、これらの計画について、きちんと建設課とか担当課でやっているのでしょうか。それとも、教育委員会のほうだけでこれをやったのか、その後、確保する計画はどうなっているのかと思います。これをやることによって水害が起こる可能性もあるとみずから言っているわけですから、そうならないようにするという文章になっているのですが、いよいよ始まるのですから、その辺のものができているのかどうか、そこだけをお聞きします。

議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） 高砂貝塚の整備保存に関する質問でございます。

まず、市民とあるのは、わかりやすい文言に訂正してまいりたいと考えてございます。

また、オムナイ川の改修については、今年度、実施設計をしてございまして、現段階では、教育委員会の社会教育課と建設課のほうで協議をしてまいりまして、今、施工業者と詰めている段階でございます。当然、水害等の影響がないような施工に万全を期したいと考えてございます。

議長（佐々木良一君） 沼田議員。

8番（沼田松夫君） 確認ですけれども、まだ計画が確定していないと捉えていいですか。要するに、下流域の方には迷惑をかけない形をとれるということで確認していいのでしょうか。

議長（佐々木良一君） 綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 高砂川の園地内の整備は、ビオトープという目的がございまして、いろいろと検討しておりますが、現有の河川の人工物等を、原始的といいますか、そういうものにもすることも検討したのですけれども、今お話がありますように、河川管理上、傾斜している地形でもございますので、現有の河川から引き込んだビオトープを実現できる河川ということで、その中の課題として、河川管理上に問題がないかという取りまとめの記述でございます。

当然、下流域または河川管理上に支障があるような園地内の整備はできませんので、その辺は、河川管理側と十分協議し、実施設計の段階で問題が起きないように進めているところでございます。

議長（佐々木良一君） そのほかに質疑はありませんか。

10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 入江・高砂貝塚について、確認のためにお伺いしたいと思います。

まだ余力がつかっていないようで、何年か前から予定をしていて、もう手がつかっていて、整備もひよっとしたら終わっているぐらいの時期なのかと思うのです。えらくおくれしている

ような気もするのですけれども、聞くところによると、道のほうの予算もなかなかついてこないという話もあるのですが、これから先、一体どういう計画でいくことができるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） 高砂貝塚の整備計画につきましては、今年度から5カ年の整備で進めてまいりたいと考えてございます。

平成27年度につきましては、実施設計と一部造成工事がございます。先ほどの高砂川の改修につきましては、来年度に改修する計画でございます。その5年間の中で高砂貝塚の整備に費やすのが3カ年、後半の2カ年につきましては、貝塚館の改修を含めた計画となっております。

そのほかの計画につきましては、入江貝塚と高砂貝塚を結ぶ縄文ロード、これは仮称でございますが、そういった路線についても今後整備していきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 実は、縄文ロードも、答弁からいうと、とうにできている話なのです。5年間と言っているけれども、今まで3年も4年も手をつけられないくらい予定がおくられてきています。それは、全て道からの補助ということで、道からお金が来ないという理由でおくられてきております。暗い話ですが、これから5年間と言っているけれども、本当に大丈夫なのかという気がするのです。その辺の道とのやりとりはきちんとできていて、約束されているのか、担保されているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 今ご指摘のように、原原案の計画では、高砂貝塚の整備はさきの計画では2年くらいおくれてスタートしております。その一つの要因としましては、専門家の先生方に、高砂貝塚、貝塚館の整備について検討いただいた時間が予定よりかかったということです。あわせて、高砂貝塚を整備する上での目玉としておりますピオトープについて、先ほどご指摘いただいた河川の復元方法について、いろいろな角度で検討いただいた結果、こういう予定でおくれてスタートしたということです。

あわせて、建設関係の国費の補助ですが、全体計画については、5カ年で整備するというところで、計画の総体については文化庁に了承を得ているところですが、今年度も、うちが予定した事業費より30%ぐらい国費の補助の額が結果的に下がっている状況でございます。ただ、5カ年の間で整備するという考え方は、国とは協議が済んでおりますので、できるだけ早い段階で整備が完了できるように今後も進めていきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） そのほか、ございますか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今、私も関連して一つだけお聞きしたいと思います。

実は、6月23日に開催された史跡入江・高砂貝塚整備の会議ですが、公開で行われた会議



でしたので、私は、傍聴させていただいたのですが、その中で、整備の方法についていろいろと議論がされていたわけですが、入江・高砂貝塚の整備の基本設計そのものがもう固まったということになっているのか、それともまだ検討段階なのか、私は、その辺は最終の会まで出ていないのでわからないのですけれども、もしそうであるなら、現時点で史跡入江・高砂貝塚の整備は、基本計画なり設計なりがきちんと固まって、その上で具体的なゾーニングもできて、こういうふうにしたいというふうを示されるものがあるのかどうか、それだけをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 網嶋教育長。

教育長（網嶋 勉君） 6月に、専門の先生方で最終の協議をいただいたときも、一部、施工の内容について細部の詰めが必要な部分がございます。それに基づいて、全体の基本的な計画について多少見直しをしないとだめだという状況でございますので、年内に取りまとめたものを改めて先生方に協議いただいて、3カ年の整備の全体を取りまとめると。ただ、実施設計は、今、造成等の関係もございまして、3カ年で事業をする上で、ことし、一部、土の移動といいますか、覆土的な部分もございまして、それらは今年度を実施したいという考えでございます。ですから、実施設計は終わっていませんので、基本計画の全体像の取りまとめに課題がありますけれども、実施設計は業者に発注し、並行してそれらの詰めを行っている状況でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今回出されているように、過疎計画の中に新たに盛り込んだり追加したりということ出されるわけですが、結局、全体の計画がよくわからない中で、それがいいかどうかというふうに審議させても、求められても、それはなかなか難しい面があると思います。

例えば、今回のように、入江・高砂貝塚の整備は、現段階ではここまで決まっています、この部分については、今後、協議が必要でまだ未決定だと。例えば、今年度なり来年度以降の計画としては、こういうことを今進めていく段階にありますよというような、何かそういった現在の到達点、それから、今後の検討課題についても、わかるようにきちんと資料を提示していただきたいと思っているのです。

それがないと、どこまで決まったことでこれから進めようとしているのかというのがよくわからなかったり、計画全体がよく見えないこともありまして、たまたま公開で行われた検討会だったので、私も途中までしか参加できませんでしたが、傍聴させていただきました。

議論としては、大変すぐれたといいますか、私も参考になるような、さまざまな角度からの意見が出されていて、非常に皆さん、真剣に議論していただいているのだなと思っているのですが、ただ、それが議論で終わっていて、その後、どういう結果になっているのかというのが、実はよくわかっていないのですね。それ自身も明らかになっていない部分もあるものですから、その辺は、ぜひきちんと出していただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 網嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 今、ご指摘いただいた部分、先ほど申し上げました全体計画の中での一部課題もありますので、それらを整理した段階で議会側に全体の計画についてご説明をする形で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 2点ほど確認です。

過疎地域自立促進特別措置法ということで、この計画に乗せて、地方債の発行により70%を国のほうでまた手当をしてくれるということで、地方にとって財政が厳しい中では助かる制度だと思います。やはり、借金は借金ですので、その辺は適切に、公債費などのことも考えた上での事業の展開、地方債の発行につながっていると思います。

まず、これは特別措置法ということですので、年度が限られているのではないかと思います。これは、過疎債といいますが、過疎の措置法がいつまで継続されるのかという点が1点です。

それから、これは、どこもかしこも日本国中全部が対象ということではなく、過疎地域という要件を満たさないと、この対象にはならないと思うのですが、私が調べたところでは、人口要件と財政力要件で過疎地域が決められるということです。当町は、その二つの要件にどのような形で該当して過疎地域として認定されているのかを伺いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 過疎地域自立促進の計画の部分です。

年に関しては、今、やっている分は平成27年度で終わりになります。新しく平成28年度から5カ年間延長という形で今回の計画を準備しているところでありまして、今後、平成32年度までの部分となっております。

それから、基準の部分でありますけれども、今、手元に資料がございませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

討論なしと認めます。

これから、議案第18号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

議案第19号から議案第21号までの上程、説明、質疑、討論、採決  
議長（佐々木良一君） 日程第17、議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから議案21号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから議案第21号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでを一括してご説明いたします。

今回の規約の変更でございますが、いずれも新規加入及び脱退等に伴う規約の変更でございます。

初めに、議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてでございます。

議案説明資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

別表第1の組合を組織する地方公共団体から脱退する地方公共団体でございますが、石狩振興局の道央地区環境衛生組合を初め6団体ございまして、新規加入する地方公共団体は、十勝総合振興局のとかち広域消防事務組合の1団体でございます。

続いて、別表第2の1の項の非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務から7項までの消防等に関する事務を共同処理する団体に新規加入する団体は、音更町を初め18団体でございます。また、脱退する団体は、東十勝消防事務組合を初め5団体でございます。

次いで、説明資料の12ページの9項の非常勤職員の公務上の災害及び通勤時の災害に対する補償に関する事務を共同で処理する地方公共団体に新規加入する地方公共団体は、とかち広域消防事務組合の1団体ございまして、脱退する団体は、道央地区環境衛生組合ほか6団体でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものとし、別表第1及び別表第2のとかち広域消防事務組合を加える改正規定及び別表第2の音更町を初め18団体を加える改正規定並びに別表第2の道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合を削る改正規定を除き、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

議案説明資料の13ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の改正でございますが、法の改正に伴う文言の整理でございます。

次に、別表第1の改正ございまして、道央地区環境衛生組合を初め6団体が脱退し、と

かち広域消防事務組合が新規加入するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものとする。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る改正規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第21号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

これも、議案説明資料の15ページをごらんいただきたいと思えます。

別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合に新たに加入する団体は、十勝管内のとかち広域消防事務組合で、脱退する団体は、石狩管内の道央地区環境衛生組合を初め6団体でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

第1項でございますが、この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。ただし書きとして、別表の十勝管内のとかち広域消防事務組合を加える改正規定を除く改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、規約を縦書きから横書きに改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第18、議案第22号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第22号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,551万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億491万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明をいたします。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

まず、歳入でございます。

9 款地方特例交付金、20万5,000円の増額でございます。

10款地方交付税、4,457万8,000円の増額でございます。

いずれも交付額の決定により増額するものでございます。

次に、16款財産収入、2 項財産売払収入、4 目出資法人清算金収入でございます。1,192万3,000円の計上ございまして、土地開発公社清算に伴う出資金返還金等の残余財産収入でございます。

次に、18款繰入金でございます。2,000万円の減額ございまして、財政調整基金繰入金について普通交付税のより、予算現額3,000万円から2,000万円を減額するものでございます。

次に、21款町債、1 項町債、6 目臨時財政対策債でございます。881万3,000円の増額ございまして、発行可能額の決定により増額するものでございます。

次のページの歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目公有財産管理費でございます。1,448万4,000円の増額でございます。11節の需用費につきましては、ブランド加工研究センターで冷蔵室の修繕経費の増額、また、13節の委託料につきましては、洞爺湖高校閉校後の跡地活用基本計画策定業務経費の計上、25節の積立金につきましては、歳入で申し上げました出資金返還金等の残余財産の収入を公共施設等整備基金へ積み立てるものでございます。

次に、5 目電子計算管理費でございます。716万2,000円の増額でございます。13節の委託料につきましては、北電柱の取りかえに伴う光ケーブルの移設経費及び番号制度利用のための中間サーバー接続、セキュリティー対策のためのシステム導入経費の計上、また、14節の使用料及び賃借料につきましては、番号法に基づく通知カード及び個人番号カード、裏書き印字用印刷器借上料の増額でございます。

次に、7 目財政会計管理費でございます。147万6,000円の増額ございまして、過年度分補助金確定による精算金の増により増額するものでございます。

次に、3 款民生費、5 項保育所費、2 目常設保育所費でございます。47万円の増額でございます。入江保育所の床下灯油配管劣化による修繕料の増額でございます。

次に、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費でございます。200万4,000円の増額でございます。北入江、香川入り口バス待合所新設に伴う建築確認手数料及び工事費の計上でございます。

次のページでございます。

2 項観光費でございます。1 目観光振興費でございます。83万7,000円の増額でございます。観光協会が計画しております観光客誘致強化対策事業に対する補助金の増額でございます。

次に、2 目観光施設管理費でございます。306万1,000円の増額でございます。13節の委託料につきましては、サミット記念館の土・日・祭日の管理業務委託費の増額、15節の工事請負費につきましては、地熱発電施設入り口付近の安全対策としてゲートフェンス設置経費及び洞爺地区の民有地に埋設しております温泉管の移設経費の計上でございます。

次に、8款土木費、1項の土木管理費、1目土木管理費でございます。90万3,000円の増額でございます。錦川河川敷地として民有地を取得するものでございます。

なお、面積は105平米でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。118万9,000円の増額でございます。洞爺中学校の受変電設備の更新に伴い、11節需用費を工事請負費に振りかえるための減額、15節工事請負費につきましては、ただいま申し上げました振りかえ分と更新による増加分を合わせて増額するものでございます。

13款予備費につきましては、1,393万3,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、沼田議員。

8番（沼田松夫君） 聞き漏らしてしまったのですが、7款商工費の中身について、北入江のバス停がどのと言ったような気がするのですが、お願いします。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 今回、計上しました予算につきましては、北入江のバス停留所の待合室でございます。これは、平成25年度に国道37号線沿線の待合所を整備したのですが、そのときに整備できなかった部分について、今回、整備したいということで計上したものでございます。

議長（佐々木良一君） よろしいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第19、議案第23号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第23号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、今回の補正予算につきましては、歳入は予算の組みかえでございまして、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

8款繰入金でございますが、普通交付税措置額の確定による予算の組みかえでございまして、4目財政安定化支援事業繰入金を増額して、5目その他一般会計繰入金を減額するものでございます。

次のページの歳出でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。587万1,000円の増額でございまして、退職者医療交付金の確定により、過年度精算償還金を増額するものでございます。

12款予備費でございます。587万1,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。



したがって、議案第23号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第20、議案第24号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第24号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書の2ページでございます。

歳出でございます。

1款公共下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費でございます。175万3,000円の増額でございます。23節償還金利息及び割引料につきましては、工事により発生した鉄材売上収入相当分の社会資本整備総合交付金を返還するものでございまして、27節公課費につきましては、消費税の確定により増額するものでございます。

予備費につきましては、175万3,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第21、議案第25号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第25号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,414万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、1目介護給付費交付金でございます。41万5,000円の増額でございます。2目の地域支援事業交付金でございますが、226万8,000円の増額でございます。いずれも過年度精算に伴う追加交付分の増額でございます。

次のページの歳出でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費支払い準備基金積立金でございます。1,224万1,000円の増額でございます。平成26年度決算に伴う剰余金を積み立てるものでございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。107万2,000円の増額でございます。介護給付費、国庫負担金等の過年度分精算償還金の増額でございます。

6款予備費でございます。1,063万円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第22、議案第26号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第26号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書の2ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。86万1,000円の増額でございます。消費税の確定により増額するものでございます。

4款予備費でございます。86万1,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第23、議案第27号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第27号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条でございます。

予算第3条収益的支出の予定額の補正でございます。1款水道事業費用、1項営業費用312万円増額し、4項予備費を312万円減額するものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

3ページでございます。

収益的支出でございますが、1目原水及び浄水費、312万円の増額でございます。月浦浄水場の膜ろ過装置洗浄委託料の計上でございます。

次に、4目予備費でございます。312万円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号平成27年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

（午後 1時57分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時10分）

認定第1号から認定第7号まで一括上程、説明、委員会付託

議長（佐々木良一君） 日程第24、認定第1号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから、認定第7号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） それでは、認定第1号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次に、認定第2号でございます。平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第3号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付す

るものでございます。

次に、認定第4号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第5号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次に、認定第6号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページでございます。認定第7号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

ここで、各会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、水道事業会計でございます。

収益的収支につきましては、収入3億5,066万1,000円、支出3億4,725万5,000円で、当年度純利益は340万6,000円となっております。また、資本的収支につきましては収入3億2,139万1,000円、支出3億6,622万9,000円でございます。不足額4,483万8,000円は、消費税等資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填しております。

次に、一般会計でございます。歳入総額74億3,413万3,000円、歳出総額72億9,415万円で、歳入歳出差引額は1億3,998万3,000円でございます。

翌年度に繰り越すべき財源2,071万円を除く実質収支額は1億1,927万3,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。歳入総額15億5,952万7,000円、歳出総額15億4,106万円で、実質収支額は1,846万7,000円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。歳入総額9億717万5,000円、歳出総額9億140万5,000円で、実質収支額は577万円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。歳入総額10億4,844万1,000円、歳出総額10億

3,781万1,000円で、実質収支額は1,063万円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額9,560万1,000円、歳出総額9,195万4,000円で、実質収支額は364万7,000円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額1億5,760万5,000円、歳出総額1億5,165万7,000円で、実質収支額は594万8,000円でございます。

なお、成果説明など、決算の詳細につきましては、この後、開催されます決算特別委員会におきましてご説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員12名による特別委員会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く12名による決算特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

早速、決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 2時18分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時30分）

議長（佐々木良一君） ただいま、決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には五十嵐委員、副委員長には七戸委員が選任されました。

#### 散会の宣告

議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時31分)



会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員